知財立国10年、成長戦略に寄与するこれからの知財

特 集

日本企業の新しい知財戦略策定に向けて

久 慈 直 登*

抄 録 日本企業の知財戦略は、日本企業の経営戦略自体がなかなか変えにくいのと同様に、成功体験をベースにして策定する限り同じ内容を繰り返す傾向がある。変化をもたらすためには外部の情報をどのように認識するかによるが、今後のグローバル競争における日本企業の知財戦略策定の参考になるようにいくつかの視点を紹介する。

目 次

- 1. はじめに
- 2. 他の企業の新しい知財戦略
 - 2. 1 先進国企業の例
 - 2. 2 新興国企業の例
- 3. 知財を巡る世界の新しい動き
 - 3. 1 オープンイノベーション
 - 3. 2 金融からの知財への参入
 - 3. 3 訴訟の増加
- 4. 各国政府の産業政策や知財戦略
 - 4. 1 ヨーロッパ (EPO)
 - 4. 2 アメリカ (USPTO)
 - 4. 3 中国
 - 4. 4 韓 国
 - 4. 5 日 本
- 5. おわりに

はじめに

知財の使い方は兵器の使い方によく似ている。というのは、知財は企業同士の戦いで直接相手に対して使用が許されるほとんど唯一のツールであるため、準備としての出願も仮想敵国のような競合相手を想定して行わなければいけないし、権利行使という実戦で相手の動きを止めることや、勝敗の結果として損害賠償が行われるのも同じようなところがある。そのため競争するときの人間の行動というレベルで考える

と知財戦略の立て方や戦術としての知財の使い 方は、軍事上の戦略立案や戦術の考え方が参考 になる。

本稿は上記の考え方をベースに今後日本企業が知財戦略を策定する際の参考になればと思い 筆者が企業において実践してきた考え方を紹介 するものである。内容はすべて企業経験にもと づく私見であり、日本知的財産協会としての意 見ではない。

戦略とは普通、予想される戦いを想定してそれを有利に進めるためにあらかじめ準備する施策のことをいうが、知財戦略も同様に予想されるライバルとの競争を想定して、それを有利に進めるために、要員のシフトや費用のシフトとともにその戦いに対応可能な人材を想定して育成する。知財戦略を策定することにより活動の方向性を決定するのは部門長の仕事であるが、決定を行う場合に重要なのは、たくさんある情報の中から価値ある情報をどのように認識するかであり、情報が不十分であれば、当然ながらその決定は間違うことが多くなる。

それでは現時点で知財戦略にフィードバック すべき外部情報としてどういうものがあるか。 大きく分けると、1. 他の企業の新しい知財戦

^{*} 日本知的財産協会 専務理事 Naoto KUJI

略, 2. 知財を巡る世界の新しい動き, 3. 各 国政府の産業政策や知財戦略, 4. 実戦で効果 のあった知財戦術,の4点である。このうち4. の内容については他の機会にゆずり, 1から3 についてそれぞれいくつかの情報の例を紹介し たい。

2. 他の企業の新しい知財戦略

戦略である限り企業の知財戦略も本来公開してはいけない。公開すればウラをかかれるのは当然の結末である。それでも知財には公開制度があり、裁判の情報も公開であり、そうしたデータからの推測で他の企業の知財戦略や活動内容を知ることができる。また、セミナーやシンポジウムで各社から知財戦略のプレゼンテーションがなされる場合、内容は表面的ではあっても全く違うことをいうわけではなく、他の企業のおおよその知財戦略を知ることができる。

2. 1 先進国企業の例

A社の知財戦略は高収益部門を中心に特許出 願を固め打ちするといわれる。特許を重複して もいいから出願するのは、攻撃に使う意図をも っているということである。防御ならば万遍な く、砦をめぐらすが如く薄く広範囲に出願する が、攻撃は一点を突破するために兵力を集中す るのと同じように狭い範囲で集中的に出願す る。攻撃の弾丸数は25件以上であるという。こ れが5件程度であれば、無効理由の存在や非侵 害の主張などで対抗するのにちょうど手頃な数 であり、各社が技術論争で反論してくる結果に なる。これでは各社にわざわざ技術論争の訓練 の場を提供しているようなものである。日本企 業の古典的な知財戦略に、警告書がきたときの 防御のために直ちに5件の反撃ができるように 万遍なくあらゆる分野で準備しておくというも のがあるが、考え方の違いは明白である。25件 以上を警告されると、対応は厄介である。何件

かは無効にできるかもしれないが、非侵害主張となると25件もあると逃げ道が塞がれた感があり、契約条件を打診してみるように心理が誘導される。さらにA社の契約戦略は相手の企業がライセンスインした技術をどういう目的で使うか情報開示を要求する。その情報を自社の戦略にフィードバックすることにより次にA社が力を入れるポイントがより明確になるであろう。

これまでの日本企業は、自社内で工場も含めて発明創出活動を行った結果として薄く万遍なく出願するという方法をとることが多い。それは全社に発明のマインドを育成するという意味では有効であるが、それ以上の意味をあまりもたないことに注意しなければならない。つまり、工場の製造技術を出願しても相手の工場に立ち入って侵害を特定することは普通できない。したがってそれはノウハウとしておいて出願せずに、余った予算を攻撃のための出願にまわすことがより役にたつこともある。

B社は自身の手で情報を集めるよりも知財の 売買や権利行使をするインテレクチャルヴェン チャーズのような専門グループに依頼し知財活 動をする。こうした専門グループによる知財活 動は将来の方向性を示している。専門グループ は独自で研究開発を行う組織を有しながら、広 く世界の研究者とコンタクトをとるオープンイ ノベーションネットワークを持ち、それが足り ないときには買収によりパテントポートフォリ オの作成をして、権利行使を効果的に行う。製 造業だけが知財を生み出し事業を守るために知 財を使うと考えるのは、知財の機能の可能性を 制約している。

アップルとグーグルは事業の収益モデルが異なっているため、直接裁判の当事者になっていないが、モバイル端末の覇権争いでは本来的なライバルである。アップルはモバイル端末のハードを製造しており、グーグルはアンドロイドというソフトウエアの提供をし広告収入を収益

源としてハードを自らは製造しないため、グー グル陣営においては製造するベンダーがアップ ルとの裁判の当事者になる。その中でもアップ ルのハードを模倣している韓国企業が最も多く 被告になっている。模倣するチャレンジャーは 先行者の成功部分を模倣し、 さらに先行者の商 品に対する市場の声を聞き、うまく改良して市 場に出す。模倣は自分では基本開発の投資をし ておらず研究開発費負担が少ないため販売価格 を安く設定できる。したがって模倣するチャレ ンジャーは短期間で一定の成功を収めることが できることになる。アップルとグーグルの争い は覇権をめぐる争いであるため、なかなか収束 はしないだろう。しかし同じ争いがずっと続く わけではなくビジネスの環境はどんどん変化す るためその環境変化に先に対応できた方が有利 になる。実際にこの競争に他の企業の新しいモ バイル端末が参入してきているが、それにより 変化が起きることになる。さらにこれまでは単 品として成立していた商品である自動車やデジ タルカメラなども通信機能の充実がより必要と されてきており、いずれかのモバイル端末の陣 営が勝つという単純な構図ではなく. さまざま な商品で通信機能との連携が行われ、それぞれ シェア確保に向けて競争が激しくなる。そのと き有利になるのはそうした環境変化を予測して 今のうちから知財の買収などを通じてポートフ ォリオを拡大し、異業種との連携を行う企業で あろう。

先進国企業の知財戦略は厳しい競争環境下で どのような活動が企業に有利になるかのテスト ケースのようでもあり参考になることが多い。 それは、知財活動が事業に追随して事業を守る のではなく事業よりも早いタイミングで環境変 化の情報を得て、準備的な提携をするなどの新 しい知財戦略が必要なことを示唆している。

2. 2 新興国企業の例

新興国の企業の知財戦略は、50年ほど前に日 本企業がとっていた戦略に似ている。50年前と いうのは1960年前後になるが、日本は米国とヨ ーロッパの成功企業のモデルに追随してキャッ チアップをはかっていた頃である。その後, 1980年代になると多くの業種で追いついてしま い、日本企業自らが世界のリーダーになり各種 の新しい技術をもって世界を牽引した。欧米の 企業も歴史的には同じような繰り返しで、成功 企業のモデルを模倣し改良を加えることによっ て進歩してきている。これは雪道で先行する人 の足跡をたどるのは、自らの負担が少ないまま 先行する人に楽に追いつくことができるような ものであり、現在の新興国企業がとっている戦 略は歴史の舞台ではなにも新しいものではない といえる。しかし時代の進歩の上での大きな違 いがある。それは成功した商品の成功要因を分 析する手法の進化と特許情報を含む大量の情報 を分析する速さである。チャレンジャーが何年 もかかってキャッチアップしていた時代とは違 い、今は商品によっては数週間または数か月で 類似したコンセプトの商品をだせる。先行者の 知財さえうまく回避すれば,一般的な言葉とし ては模倣ではあっても法律的には知的財産権を 侵害しているとはいえない。中国でバッテリー から電気自動車までを事業にしている新興企業 が、自らの知財戦略として公表しているのは、 国内外他社の特許公報を参考にして開発するの が全体の60%であり、その場合、中国に出願さ れていなければ、そのまま中国で製造するとい う。彼らが最も多く参考にしているのは日本で 大量に出願されている日本の公開特許公報であ る。

1990年前後に米国企業が日本企業のチャレンジを受けて日本企業に並ばれ、追い越されそうだった時期に、米国の大学が米国の主要企業約

800社にどのようにして先行者利益を守るかというヒヤリングを行った調査結果」が興味深い。回答の集計によると先行者利益を守るためには、先に上市することであるが、次はノウハウとして秘密保持をするということである。以下は、販売網を管理して自社のコントロール下におく、製造設備を管理して同じ設備が使われないようにする、製品設計を複雑にして真似されないようにするというのが続き、特許を出願しておくというのは6番目である。

本来は先行者利益独占のためのツールである 特許がなぜ上位にこないか。理由は特許の公開 制度であり、当時の日本企業の改良特許を生み 出すスキルに米国企業が脅威を感じていたから であろう。改良特許により周辺を抑えられると 基本特許の権利者自身も実施できなくなる恐れ がある。但し、この調査においても製薬企業で は特許が先行者利益を守るために最も使われる という結果になるが、これは医薬品に関しては 成分を秘密にできないためである。米国の調査 結果は、現在日本企業の特許公報が新興国企業 の参考文献とされ模倣または改良されて出願さ れるという状況下で日本企業があらためて知財 戦略を見直すときのヒントになる。

韓国企業の知財戦略として外国出願率100%をめざすというのがある。輸出立国として生きのびることを選択した韓国ならではの知財戦略であり、ベースとなる韓国内でのライバルとの競争はあまり厳しくなく、海外でライバルたちと競争するための戦略である。韓国企業は全般につい最近まで日本企業を含む海外の特許公報を参考にして開発する手法で先進国にキャッチアップしてきただけに特許制度の仕組みをうまく利用する戦略をとっているといえる。例えば日本企業の韓国出願の件数は極めて少ないため、韓国企業は日本で出願された特許公報を参考にして韓国でそのまま製造できることになる。さらに改良特許を韓国内で出願しておけば、

日本企業が韓国市場に参入するときの障害にで きる。韓国内でそのようにして生産した商品は, 日本企業が出願していない途上国にそのまま輸 出して商売ができる。日本が米国企業に対して チャレンジャーであった頃はこのような手法は 日本企業自身がやっていたことかもしれない。 しかしその後日本企業は自分の手で発明を生み 出し日本を中心にいわば正統派の出願をするこ とに慣れすぎてしまった。日本企業の知財戦略 の背景として国内に同業のライバルが多くそれ が1990年前後まではそのままグローバルの競争 でもあり、日本に特許出願をすることはグロー バルの競争でも役に立つものであったためにわ ざわざ費用の嵩む外国出願を多くする必要はな かった。しかし今日本企業は日本出願中心の戦 略は見直すべきである。

3. 知財を巡る世界の新しい動き

3. 1 オープンイノベーション

オープンイノベーションの特徴は、従来型の 1対1の共同研究や複数の参加による研究コン ソーシアムと違い、クラウド的で相手が誰だか わからないところからスタートする。この手法 は製薬業界を中心に始まり、他の業界でも次第 に使うようになっているものだが、例えば、解 決したい課題をインターネットにより世界中に 配信し、世界中の研究者がその解決策になるよ うなアイデアを提案する。課題を投げかけた企 業が採用したアイデアの持ち主には多額の研究 開発資金が提供され、その成果について知財の 譲渡またはライセンスという取引をする。これ には定まった方法があるわけではない。日本で はこれまで日本の大学との連携が中心だが、世 界の大学や研究機関とのオープンイノベーショ ンをトライすべきである。世界の大学の中には、 企業からの豊富な資金提供によって設備を充実 させ、フリーランスの優秀な研究者やポストド

クターを高額で雇い入れ, そうした魅力ある設 備と人によっていつでも企業からの研究委託を 引き受けるビジネス志向の大学が多い。日本企 業の知財部門では自社で過去に契約した海外の 大学のリストを用意し、解決すべき課題がある ときに彼らに投げかけてみればいい。こういう 手法は定まったやり方はなく、 自らの手でトラ イしてみることがいい結果をだす有効な方法で ある。海外の大学との契約件数が多くなればな るほど、相手方のプロジェクト遂行能力や取引 条件の違いなどさまざまなデータが蓄積されて ゆき、次に新たな課題を投げかけるときに役に 立つ。日本企業が過去の成功体験から今でも引 きずっている行動パターンの一つにNIHシンド ローム(Not Invented Here:自分たちが発明 したものでなければ使いたくない)があるが. 事業のコア技術は自らの手で開発するにして も、周辺技術はオープンイノベーションをトラ イすべきではないか。日本企業の組織の中でこ うしたことをうまく仕掛けられるのは知財部門 でもある。技術者は常に自分の手で研究開発を 行おうとするし、事業部門は開発をリードする わけではない。これらに比べて知財部門は知財 取引契約自体を主管する部門であるため、本来 的に外部研究開発ネットワークの情報をもって いる部門である。

ベンチャーキャピタルはオープンイノベーションとは違う方法であるが、これは何らかの新技術をもつ小さなベンチャービジネスを東ねる組織体のことで、大企業がベンチャービジネスに投資する仲介をする。大企業側としてはベンチャービジネスたちの提案する様々なアイデアや新技術のプレゼンテーションを聞き、その技術に投資という形でいわば先取りの予約をしておくものである。大企業側で自ら持っている課題ではなく偶然に聞いた新技術が将来自社の役に立つかどうかという判断になるため失敗することも多い。また投資という間接的なコントロ

ールであり研究開発の直接コントロールではないため、もしベンチャービジネスのメンバーが仲間割れでもして挫折したらそこで終了になり、投資は失敗という結果になる。但し、自ら課題を思いつかない場合にベンチャービジネスの提案を聞き、将来の課題のヒントを得るという点では有効であり、新技術のセンシング機能として役に立つ。ベンチャーキャピタルへの対応も知財部門で行う新しい業務として可能性が大きい。知財部門は技術評価の可能な部門だからである。無論投資については学ぶ必要があるが、投資のエキスパートが技術評価を学ぶよりも、技術評価のエキスパートが投資を学ぶほうが、本来の目的である新技術の先取りへの対応としては合理的である。

3. 2 金融からの知財への参入

2009年10月がIT企業どうしの訴訟合戦のス タートである。ノキアとアップルの間のWiFi に関する侵害訴訟から始まり、引き続き各社入 り乱れて、画像プレビュー、画像処理、Java技 術, 3G技術, タッチスクリーン, メール処理, セキュリティ、デザインなどに関して知財訴訟 が次々に行われ、今も続いている。途中で訴訟 の際の手持ちの特許権の数が足りないことか ら、2011年になると大規模な知財の取引が行わ れるようになった。882件を390億円、6,000件 を3,900億円、17,000件を1兆円というのが買い 取り金額の数字である。いずれも特許権1件あ たり4,000万円から6,000万円ぐらいの金額で売 買されていることになる。それまでの特許の売 買は個々の価値評価にもとづき比較的慎重に行 われ、そうした評価の難しさが知財取引の普及 しない理由の一つでもあったが、IT企業が特 許の買取りを必要としたことにより、ニーズが 先行した場合に特許群を値決めする一定のパタ ーンができたようにも見える。

こうしたIT企業の動きにより知財の取引市

場が注目され、これを扱うブローカーやオークションが名乗りを上げ始めている。金融の観点でみると、不動産関連でのサブプライムローン問題が2007年秋から始まり、2008年秋のリーマンショックによって決定的なものになるのだが、これにより投資先として不動産以外に目を向けたとき、ちょうどIT企業によって高額での知財買取りという現象が起きていたことになる。

これと前後して官民による知財への投資ファ ンドが各国で形成され始める。この知財投資フ ァンドは数千億円から一兆円の金額を使って. 製造業の外側で知財のポートフォリオを形成す る動きをとる。ポートフォリオの拡大により. 知財投資ファンドは一定の技術領域をコントロ ールするぐらいの力を持ち、その結果として世 界で技術標準に影響する可能性も生じる。その 結果. 一部の技術は製造業が金融による知財投 資ファンドに使用料を支払わなければ使えない という事態も起こりうる。知財投資ファンドは 決まったやり方で行動するわけではなく、収益 に結び付くことは何でも手がける。例えば知財 投資ファンドによる訴訟もあるし、このような 訴訟から企業を防衛する側での知財投資ファン ドもある。

日本においては産業革新機構(INCJ)という 官民の出資による会社がある。産業革新機構は、 イノベーションの支援などを目的とし2兆円の 投資まで可能ということであるが、既にライフ サイエンス知財ファンドなどに投資し一定の成 果を出している。同様に国が支援しているファ ンドとして英国(UKIIF)²⁾、ドイツ(HTGF)³⁾、 フランス(FSI)⁴⁾、韓国(IV)⁵⁾ などがあるが、 この数年で各国に急速に増えている。国による 支援の目的は自国内産業育成が第一義的ではあ るが、現実には国際ビジネスは国単位で成立す るものではなく、海外からの案件を受け入れる ところが多いようである。 一方で民間の知財投資ファンドの目的は利益を得ることであり、産業の育成、イノベーション、技術による世界への貢献は本来の目的ではない。2012年にシカゴでスタートした知財を対象とする金融取引所は、全世界の知財の市場価値がおよそ800兆円であると推定している。

金融の知財への参入によって製造業の知財活動は短期的には従来と違う要素が入ってくるために振り回されるかもしれない。しかし長期的にみると、金融の豊富な資金によりイノベーションは活性化するであろう。そういうときに日本企業はより積極的にこの動きをウオッチングしておかなければいけない。

3. 3 訴訟の増加

2012年における知財関連の新規発生訴訟件数は、日本において約500件、米国で8,000件、中国では60,000件になる。これには特実意だけでなく著作権や不正競争防止法による訴訟も含まれる。2012年の中国の訴訟は97~98%が中国企業または中国人どうしの争いのようである。なぜ中国でこのように訴訟が多いのか。考えられることは、模倣品問題である。我々が想像する以上に中国企業どうしの模倣や権利侵害は多く、そのため権利行使をしないとどうにもならないのではないか。もしそうならこの訴訟件数の多さは中国内に留まる話である。しかし現段階でそうだとしても、将来の状況は違うであろう。

世界でのPCT出願件数をみると、この数年、中国企業であるZTEや華為技術(ファーウエイ)が常にTOP3に入っている。他の中国企業も急速にPCT出願件数を増やしている。今は中国内とはいえ、知財訴訟を多く経験し、訓練されスキルのある中国企業の知財部員や中国人弁護士たちが大量にできあがれば、権利を外国で持つことにより、それを行使をするのは当然の帰結であろう。

これに対抗できるように今から準備しておく のが日本企業の知財戦略の重要な項目になる。 日本企業にとって知財訴訟とは長い間、米国で の被告事件を意味していたが、これから状況は 変化するであろう。

日本と韓国、中国の企業の商品は似通ったものが多いのだが、それは日本企業が過去これらの国に技術移転したものがベースになっているからである。同じルーツの技術で出発すれば、何年たっても似たような顔立ちの姉妹品や兄弟品が生まれてくる。技術移転という自分が撒いた種でなくても、韓国企業や中国企業の商品が模倣品からスタートしていれば、何年たっても商品コンセプトは同じであり続ける。ということは将来、中国企業が自分の競合製品を権利侵害で訴えるとしたら、他のどの国の企業よりも日本企業であることが多くなる。その場合に日本企業の訴訟対応力が下手であれば、訴訟で負けるたびに日本企業はシェアを落とす結果になる。

訴訟は準備をしておけば勝てる可能性が高くなる。もし日本企業が中国での訴訟急増という情報を自身の知財戦略にフィードバックするならば,具体的に中国企業との訴訟を想定した施策をうつことである。例えば新興市場であるブラジルやアセアンなど訴訟が想定される地域に知財のエキスパートを駐在させ、今のうちに各国の弁護士ネットワークをつくって情報交換をしておき、さらに実際に原告訴訟を起こしてみて実戦の訓練をしておくことにより間違いなくスキルが上がり勝率が上がる。実戦という訴訟対応が下手であれば、いくら出願の質をあげても、つまり兵器の品質を良くしても実戦ではうまく使いこなせない結果になる。

4. 各国政府の産業政策や知財戦略

4. 1 ヨーロッパ (EPO)

ヨーロッパ統一特許制度は2014年4月から登録可能にする予定である。これは英独仏いずれかの言語で出願することにより、25のEU加盟国で権利となる制度である。さらにヨーロッパ統一特許裁判所がつくられ、特許の有効性や侵害判断は一元化される。

ヨーロッパ特許庁は、ヨーロッパ統一特許制 度はEU各国語への翻訳費用負担の軽減が目的 であると説明する。しかしヨーロッパ特許庁が 2007年に示した特許制度の4つのシナリオをみ ると、ヨーロッパ統一特許を世界の特許標準に しようとしている意図があるように見える。4 つのシナリオは発表して終わり、というもので はないであろう。どの方向が世界の目指すべき シナリオであるかを検討し、EPOは自分たちの 役目としてどういうことができるかを考えたは ずである。4つのシナリオのうち憂慮すべきも のは、地政学的に分割された世界経済のブロッ ク化であり、それに伴うブロック化された知財 制度であろう。もともと1885年のパリ条約は世 界特許をめざしたものであったが、この時点で の世界の広がりはヨーロッパ中心でしかなく. そこで現実的に世界特許に近づける方法として 優先権主張が生まれた。そうした世界特許制度 を考えていた老舗の欧州としては、ここでヨー ロッパ統一特許をもって世界標準にすることが できれば、知財制度のブロック化を防ぐことが できるかもしれないと考えたのではないか。た んにヨーロッパにおける言語の多様性への負担 軽減というだけなら、その範疇での限定的な対 応であればいいはずだが、一連の提案はより広 い。2013年1月には共通特許分類(CPC)をス タートさせるが、これはヨーロッパ特許分類 (CPC) に米国の特許分類を取り込んだもので

あり、そのまま世界の標準にする意図のようで ある。詳細な分類は世界の標準からすると特別 な分類として扱われる。

このような動きを日本企業の知財戦略にフィードバックするとすれば、対応は比較的単純である。グローバルで競争する際に公平で効率のいい制度であれば厭うことはない。それに合致するように出願をすればいいということになる。ヨーロッパ統一裁判所にしても各国で個別に対応する手間暇が省けることになる。但し実際には、ヨーロッパの知財制度の使い方に長けたヨーロッパ企業が有利になるであろうし、ヨーロッパの知財弁護士、弁理士および関連の知財ビジネスが世界の知財の仕事を獲ることになるであろう。

4. 2 アメリカ (USPTO)

アメリカはやや出遅れた。4つのシナリオ以前から世界特許は研究されており例えば、2005年にミュンヘンのEPOで行われた三極特許庁、ユーザー会合でそれぞれの代表は世界特許への道筋を語っている。日本知的財産協会からもこのとき、書式の統一から始まり、審査の統一を経て、登録の統一に続くステップを提案し、高い評価を得ている。こうした提案や研究を通じてアメリカの制度の特異性が浮き彫りになっていた。もしアメリカが自国の知財制度を世界の標準にしたいと考えるなら早急に特異性を減じる必要があった。

先発明主義を変更し、2013年3月16日から施行される先願主義はその一つである。先使用にもとづく非侵害抗弁、ベストモード要件の緩和、登録後の異議申し立て制度の採用などもそうであり、三倍賠償など高額損害賠償などはこれからの課題である。こうした法改正の動きに呼応するかのようにアメリカの連邦巡回裁判所の主導による世界の知財裁判官たちとのディスカッションが世界各国で行われている。日本でも

2011年10月に開催されているが、同様のアメリカ主導によるディスカッションはヨーロッパ、韓国、中国の裁判官とも行われており、2013年にはワシントンD.Cにおいて世界の知財裁判官のシンポジウムが行われる予定である。当然ながら主導権を握っているのはアメリカの裁判官である。

世界の知財制度の一元化、知財裁判の一元化に向けての動きはこのように加速している。

日本企業はアメリカへの出願件数が多く、アメリカの法改正への対応はこれまでもうまくできていたし、これからもそうであろう。日本企業の知財戦略としては大きな流れを意識しておくことである。アメリカが自国の知財制度をできるだけ世界標準に近い位置づけにしようとするとき、彼らのアプローチのための有効な方法は多国間で一気に制度を統一できる経済連携協定の利用である。日本企業は当面TPP交渉での知財の議論に注意しなければならない。

4. 3 中 国

中国の2012年における特許と実用新案と意匠 の出願件数は204万件あり、2015年の目標件数 は250万件としている。これまで中国は模倣品 製造国として非難され、自らの発明がきわめて 少ないといわれているため、国が発明奨励金を 出してまで出願件数を増やすようにする政策 は、発明のマインドを国民に植え付けるには一 定の効果がある。おそらく250万件の内かなり の件数が発明奨励金目当ての内容の乏しいもの であり、すぐに維持年金を支払わずに放棄する ものであるとしても、この過程を通じて発明と はどういうものかを学ばせる効果は大きい。し かし2015年というのは途中の段階にすぎなく、 2020年にめざす国家像がより重要であろう。 2008年6月に出された、国家知的財産戦略概要 によると、2020年までに中国は経済成長を知識 集約型に転換し、自主創新型国家にすると示さ

れている。現在,外国企業が中国に進出し製品 をつくろうとするときに、中国企業との合弁会 社をつくってそこで製造しなければならず. 合 弁会社内に研究開発センターを設置しなければ ならないとされている。研究開発センターは技 術を学ぶためである。合弁会社の期間は2020年 が一応の区切りとされているものが多い。この 意味は2020年には中国企業は国外企業の技術を 学び終わると想定しているためである。有効期 間のある合弁会社とはどのようなものか。日本 企業は類似した先例を台湾で経験している。 1970年代に台湾に進出した日本企業は、台湾企 業と合弁会社をつくり技術移転をした。一定の 年数が経過した後、台湾政府から、技術は学ん だので合弁会社は解消し、その後はノウハウ料 の海外送金は認めないという指導がなされた。 それにより日本企業はかつての合弁パートナー が強力な競争相手になったことを知らされたこ とになる。2020年にそれと同じことが中国で起 きる可能性は高いのではないか。

国家中長期科学技術発展企画概要によると, 海外から導入した技術の消化,吸収,再創新の 強化を行うとある。再創新とは改良のことであ る。海外から導入した技術を改良して特許で包 囲網をつくり,中国が改良した製品を海外に輸 出し,市場で競合する製品を包囲網としてつく った特許で叩くということが具体的な意味であ る。新幹線の改良技術を特許出願した事例は何 も特別なことではなく,この考えを実行したに 過ぎない。

2013年現在の中国はまだ世界での出遅れを取り戻す段階である。以上のような中国の情報を認識したときに日本企業のとるべき知財戦略は、あとで困らないように手をうっておくことである。国の産業政策により企業のビジネスは大きく影響を受けるのだが、国が発信している情報を丹念にみながら同じような事例を歴史の中に探せば、ある程度の将来予測はできる。予

測ができればそれに備えるための手を打つこと は可能になる。

4. 4 韓 国

韓国は製品の輸出拡大により国を富ませる道 を選択している。この数年の経済連携協定によ る輸出拡大とウオン安への誘導は方針どおりで ある。ところが韓国製品の輸出拡大に伴う知財 トラブルが急激に増えている。韓国企業が2011 年に特許侵害の裁判の当事者になったのは300 件近くあり、アメリカのITCによる侵害調査を 受けたのは2012年前半だけで50件近くある。出 遅れて世界展開を始めた韓国企業はキャッチア ップするために侵害すれすれのところで製品を つくるため世界中で叩かれるという構図であ る。進出先の国での韓国企業の成功が韓国の生 きる道ゆえ, そこで国の総力をあげて韓国企業 のための知財戦略支援をすることになる。2012 年9月に行われた韓国関係省庁合同の国家政策 調整会議資料によると、すべての官庁が協力し て韓国企業の国際知財競争力を強化するとして いる。具体的には政府間協議チャンネルを通じ 国際紛争解決支援を行い、紛争発生の可能性が 高い産業,企業を選び、国が集中的に支援し、 対象国の行政措置,訴訟の最新情報をリアルタ イムで提供するなどの施策があげられている。 さらに海外現地代理人の選任のためのチェック ポイントである経験、勝訴率、費用の適切性、 日程管理などを対象国,技術分野,紛争の類型 別に情報提供を行い、側面支援として韓国弁護 士、弁理士の国際紛争対応力強化のため研修と して国際紛争対応教育を取り入れる。

国からこのような支援があれば、韓国企業の海外での知財の対応力は強化されるであろう。各企業が自力で対応するのは費用や余力がある大企業であれば可能でもあるが、それでも企業の負担は大きく、それを国が代わりに補ってくれるのは役に立つ。

一方で日本企業はこのような形で国の支援に 頼る段階は既に過ぎており、自ら努力して対応 する状況になっている。それは日本企業どうし がライバルとしてアメリカなど海外で戦ってき た名残でもあり、日本政府がどちらかに肩入れ するというわけにはいかず、 個別にうまく対応 した日本企業が生き残るという構図であったた めである。しかし当時と今の状況は違う。当時 はアメリカなど限られた市場での競争であり情 報収集は企業で対応可能なレベルであったが. 現在、世界の市場はアジア全域、中南米、中近 東、アフリカ、ロシア連邦などにまで拡大して おり、それらの国の情報を一企業で収集し分析 するのは負担があまりにも大きい。市場の広が りという観点からは国からの情報支援がこれま でになく企業活動にとって意味があることにな る。

韓国の弁護士、弁理士の国際紛争対応力強化 の施策は、いずれ中国企業が世界で権利行使を 大量にしてくるという予測をする場合、特に日 本からの技術移転による中国と韓国での類似商 品が互いに競合商品になることを考えると、将 来韓国が有利に展開するための準備にもなって いる。日本企業のうち自力で海外代理人を使い 海外の訴訟を勝ち抜く力のある企業はそう多く はないので、日本の弁護士や弁理士による支援 は役に立つであろう。海外での訴訟は現地の代 理人を使うにしても彼らに対して日本企業の知 財部員が直接適切な訴訟指揮をするにはスキル が必要であり、そのようなときに訓練された日 本の弁護士や弁理士が海外での訴訟で日本企業 へのコンサルティングなどを通じて支援するこ とは大きな助けになるであろう。将来、もしそ のような人材が日本に少なければ、日本企業は 日本語のできる海外の弁護士に頼ることが多く なるが、それはそれで弁護士間の競争でもあり、 それを通じて日本の弁護士の実力もあがること になる。

4.5 日 本

日本では2003年3月の知的財産基本法施行以降,内閣官房知財戦略推進本部,経済産業省,特許庁などの官庁から知財戦略が毎年のように公表され,民間からは,日本経団連,東京商工会議所や日本知的財産協会など多くの団体がそれぞれの立場から国に対して知財戦略に盛り込むべき施策を提案している。日本企業はそれらの内容をどのように理解し,知財戦略策定に役立てればいいのか。提案されている施策をみる観点としては,国際競争力強化に直接役立つか,制度整備であり間接的なものか,分析にとどまるか,理念にとどまるか,寧ろマイナスであるか,という5つの観点が考えやすい。

まず日本企業の国際競争力強化に直接役立つ 知財戦略とは、情報と金とサポートの提供に関 するものである。このような国の施策には注意 をしておき必要により自社の知財戦略への反映 や活動への採用を考えなければいけない。

情報は、例えば特許庁による国際知財戦略 (2011年)では、企業の海外支援として新興国 知財情報、海外活用ネットワーク、海外進出支援プラットフォームを提供するとしている。また東京商工会議所による知財戦略 (2012年)ではデジタルネットワーク侵害発生国、クールジャパン展開時の海外の規制に関する情報を提供するとしている。企業の知財活動に必要な情報は対象国、技術分野など業種や立場によりさまざまであるが、それでも世界市場が広がっているため一企業では対応しきれず、国からの情報は、企業にとっては役に立つ。

金すなわち費用については援助してくれるならそれに越したことはない。企業の知財活動は常に予算の制約があり多額の費用がかかるが、インパクトのある効果を示すのは裁判に勝つなど限られた場面である。そこで例えば内閣官房知財戦略推進本部(知的財産推進計画2012)で

はグローバルに戦う中小企業のため特許, 意匠, 商標の外国出願費用の半額助成をするとし、東 京商工会議所による知財戦略(2012年)では各 国の標準規格の取得費用や安全規制の費用の補 助制度をつくるとしているが、このような援助 は役に立つ。サポートの提供としては特に現地 支援が役に立つ。特許庁による国際知財戦略 (2011年) では海外知財支援機関の連携を強化 すると書かれているが、 ジェトロなどによる海 外での知財支援活動は企業にとって頼れる存在 になっている。韓国でもジェトロを手本にした 組織がようやく活動を開始した段階であるが、 こういうサポートは日本がずっと進んでいる。 東京商工会議所(2012年)は海外進出の中小企 業向けに商談, 契約交渉, 侵害対策対応代行サ ービスを創設するとしているが、そうしたサポ ートは日本企業に歓迎されるであろう。

以上のように情報と金とサポートの提供は日本企業のグローバル競争力強化には即効力がある。

他の4つの観点であるが、制度整備は、知財 戦略という名称で語られることがあるにして も、それ自体は制度を利用しやすくするという ことにすぎないため、グローバルの競争に資す るかどうかという点では間接的なものである。

過去と現在の知財の変化を各国の件数や施策 などのデータによって分析をしたとしても、そ れ自体は知財戦略ではない。分析結果から何を 読み取り、次の手は何かを示すことにより始め て知財戦略としての意味をもつ。

将来の理念や期待をこめた方向性を表明しているものも知財戦略ということがある。しかしやはり具体的な手を示していなければ役には立たない。耳ざわりのいい言葉を列挙している場合は多くを語るようでいながら内容は乏しい。例として産学連携の強化を知財戦略として表明している場合があるが、強化自体は誰も反対するものではないため知財戦略の項目として収ま

りはいい。しかしグローバル競争に役立つかと いうとこれだけでは具体性がなく不十分であ る。グローバル競争に役立つ産学連携とは何か。 具体的には海外の大学との連携が重要である。 日本の大学との連携はそれとの比較で考えるこ とになる。世界では産業界との提携に成功して いるビジネス志向の大学が多い。欧米のみなら ずアジア, 南米, 湾岸諸国, アフリカの大学に 至るまで、世界の多くの大学が企業との共同研 究により企業からの多額の研究資金を受け取 り、設備やスタッフを充実させ、さらに次の共 同研究に結び付けている。新興国の大学であれ ば技術をその国に普及させる拠点になる上. 日 本企業からその国に投資をする前段階としても 位置付けられるため、日本企業は政府から優遇 されビジネス展開に非常に有利になる。さらに そうした世界のビジネス志向の大学のリストが あればそれらに対して日本企業からオープンイ ノベーションを仕掛けることも可能になる。も し知財戦略として産学連携と表示するのであれ ば、このようにグローバル競争の現実にあった 具体的な施策であれば意味を持つ。また海外の 大学との競争により日本の大学に力がつくこと になる。そのような具体性を示さずに産学連携 の推進を知財戦略であるといったとしても、日 本企業にとっては使い古された言葉でしかない であろう。

知財戦略として提示されてはいるが、逆効果になっている例としては、日本企業の知財戦略の成功例を近隣諸国に紹介し共有するというものがある。これなどはグローバルで競争をしている日本企業にとってはマイナス以外の何物でもない。

以上のような観点で国や知財団体の提唱する 知財戦略をみると自社の知財戦略に何がフィー ドバックできるか考えやすくなる。

5. おわりに

外部情報を知財戦略にフィードバックさせる。 それが本稿の主題である。

太平洋戦争において日本軍は戦争の方法の変化を兵士の行動マニュアルに反映させることが少なかったようである。マニュアルは日露戦争のときの陸戦に対応するようにつくられたものだが、その後、航空機および海上での戦闘がミックスされた太平洋戦争のときにも基本的には同じものを使っていた。日露戦争がたとえ薄氷を踏むような勝利であっても、勝ったという成功体験でつくられたマニュアルがその後変更しにくいのは容易に想像できる。

日本企業の知財戦略が、いまだに1980年から 90年代にかけての成功経験の延長上でつくられ ているとしたら、変化をフィードバックさせて いないという点で日本軍と同じ轍を踏む恐れが ある。フィードバックさせるべき変化をどう把 握するか。本稿では企業実務においてどのよう な視点をもって外部情報を見ていたかを紹介し てきた。

外部の情報は特定の視点をもって意味を見出していかないと、ただ頭の上を漂いながら通り 過ぎるだけの存在になりがちである。こうした 外部情報と自社の将来計画などの内部情報を組 み合わせることにより、自社のとるべき知財戦略がより明確になる。もし自社の内部情報によってのみ知財戦略をつくるとしたら、成功体験のときから変わるきっかけが掴みにくいであろう。

知財を担当する者は外部の情報に感度をあげておくことによりはじめて知財を使いこなすことができる。

注 記

- 1) 後藤晃・永田晃也「イノベーションの専有可能 性と技術機会」科学技術政策研究所, 1997年, による。
- 2) UKIIF: UK Innovation and Investment Fund 英国の未来構築戦略の一環として設立された。 ライフサイエンス,環境保全技術,デジタル産業及び先進製造業に従事する革新的企業に投資している。
- 3) HTGF: High-Tech Grüenderfonds GmbH ドイツの投資会社。生命科学、材料科学、情報 技術の初期段階の企業への投資をする。
- 4) FSI: Fonds stratégique d'investissesment フランス政府と公的金融機関により戦略投資ファンドとして設立された。フランスの産業の発展,大規模な変革を迫られている産業の構造変化を後押しする。
- 5) IV: Intellectual Discovery 韓国政府系知財ファンド。国際標準獲得やライ センス支援を目的とする。

(原稿受領日 2013年1月15日)